

児童手当における公金受取口座の利用について

児童手当の振込先に、「マイナポータルに登録された公金受取口座」を登録できるようになりました。

児童手当の振込先口座について

（新規）公金受取口座を初めて手当の振込先に登録する場合

◎児童手当の振込先として、公金受取口座を初めて登録する際は、お住まいの区の子育て支援課へ届出が必要です。

◎公金受取口座を活用するためには、児童手当の届出前にマイナンバーカードを用いてマイナポータルにて口座の登録をする必要があります。

※マイナポータルに口座の登録をされていない場合、手当は振り込まれませんのでご注意ください。

（変更）公金受取口座の登録を変更する場合

☆児童手当の振込先として登録後、マイナポータル上で公金受取口座を変更すると、児童手当の振込先が自動的に変更されます。

☆公金受取口座の変更時期（注1）によっては、変更前の口座に手当が入金される可能性があります。

（注1）変更後の口座に入金をご希望される場合は、支払日の前月の10日までに新しい口座をご登録ください。

（解除）公金受取口座の登録を解除する場合

★公金受取口座の登録を解除したい場合は、お住まいの区の子育て支援課へ届出が必要です。

（支払日の前月10日（原則）までに届出がない場合、公金受取口座へ振り込みされる場合がありますのでご注意ください。）

公金受取口座とは??

マイナンバーとともに国（デジタル庁）に登録することで、給付金等の支給を受ける際に利用を申し出ることができる口座です。

これにより、児童手当等の申請手続等において、口座情報の記載や、通帳の写し等の添付が不要になります。

制度の詳細や公金受取口座の登録方法については、デジタル庁ホームページをご覧ください。